

報告第 1 1 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 2 月 2 4 日提出

加東市長 安 田 正 義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 4 号	令和元年 1 2 月 9 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第4号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月9日

加東市長 安田正義

- 1 損害賠償の相手方 加東市山国2004番地45
天理教社大教会代表役員
- 2 和解事項 市は、相手方天理教社大教会敷地境界のフェンスの修理費用の10割を支払う。
- 3 損害賠償の額 33,000円
- 4 事故の概要
 - (1) 事故発生日時 令和元年11月20日 午後1時40分頃
 - (2) 事故発生場所 加東市山国2004番地45 天理教社大教会
 - (3) 事故の内容 市職員が、ごみ収集業務中、近傍のごみステーションにおいて、ごみを積み込み、その後当該場所で方向転換をしようと公用車を後進させたところ、車両左後部フェンダーを敷地境界のフェンスに接触させ、損傷させた。